

「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告」 正誤表

(※令和三年分、同四年分及び同五年分とも共通)

正	誤
(意見の陳述及び証拠書類等の提出等) 第二十条 「略」 2 当該団体の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することができる。 3 「略」	(意見の陳述及び証拠書類等の提出等) 第二十条 「略」 2 当該職員の役員、構成員及び代理人は、指名委員等の許可を得て公安調査庁の職員に対し質問を発することができる。 3 「略」
備考 一 傍線を付した箇所が訂正部分である。 二 表中の「」の記載は注記である。	